

「社債市場の活性化に関する懇談会」部会の設置について

平成 22 年 6 月 22 日

社債市場の活性化に関する懇談会

1. 設 置

社債市場の活性化に関する懇談会（以下「懇談会」という。）では、報告書「社債市場の活性化に向けて」第 2 に掲げる社債市場の活性化に向けた具体的な取組みについて検討を進めるため、次の取組みごとに部会を設置する。

- (1) 第 1 部会（証券会社の引受審査の見直し等）
- (2) 第 2 部会（コベナントの付与及び情報開示等）
- (3) 第 3 部会（社債管理のあり方等）
- (4) 第 4 部会（社債の価格情報インフラの整備等）

2. 構成・運営

- (1) 部会は、市場関係者及び有識者の委員をもって構成する。
- (2) 部会に部会長を置き、委員のうちから座長が選任する。
- (3) 委員が部会を欠席する場合は、代理人を出席させ、又は書面により意見を提出することができる。
- (4) 懇談会の委員は、部会に出席することができる。
- (5) 部会長は、必要に応じ、関係者に出席を求めることができる。
- (6) 議事の公開その他部会の運営については、『「社債市場の活性化に関する懇談会」の運営について』に準じて行う。

3. 報 告

部会における検討状況等は、適宜、懇談会に報告する。

4. 事務局

部会の事務局は、関係機関の協力を得て、日本証券業協会が行う。

以 上